

改正概要説明書

国名：インド

法令名：特許規則

改正情報：2021年9月21日改正

改正概要：

1. 「教育機関」の定義の追加

・手数料軽減等の対象に含めるため、国公立等の大学等を「教育機関」として定義に追加した（規則2(ca)）。

2. 手数料減額対象の整備

・手数料減額等の対象者として、自然人に加えてスタートアップ企業・小規模事業者・教育機関を追加し、併せてこれらの者から通常人に権利移転請求した場合の差額納付について統一的な取扱いすることにして規定を整備した（規則7(1)(3)）。

3. 優先権書類の翻訳文提出要件の見直し

・インドを指定する PCT 国際出願の国内段階移行手続きの際に求められる翻訳文(英訳)提出要件を見直し、従来は翻訳文提出が必須だったものを「PCT 規則 51 の 2.1 の(e) (i) 又は(ii)が適用される場合」と明記し、優先日と国際出願日との間に公開された文献がある場合等に限って翻訳文提出を要求されるがそれ以外には翻訳文提出を不要として、PCT 規則 51 の 2.1 (e) との矛盾を解消した(規則 21(1)(2))。

4. 早期審査の規定の整備

・出願の早期審査の請求主体となりうる出願人の要件に、小規模事業者・女性・政府機関等を追加するとともに出願人適格性の要件を明記して規定を整備した(規則 24C(1)(c)-(j), (5))。

5. 国内実施報告書の提出期間の変更

・国内実施報告の陳述書(法 146 条(2))の提出期間について、改正前は各暦年(1/1～12/31)分を各年末から 3 か月以内に提出することとなっていたが、改正により各会計年度(4/1～3/31)分を9月末日までに提出することとし、提出期間を変更した(規則131(2))。

改正内容：

・規則 2

「教育機関」について定義された。

・規則 7

小規模事業者の他にスタートアップ企業及び教育機関の場合の手数料について明確化された。

• **規則 21**

優先権書類の提出について明確化された。

• **規則 24C**

出願の早期審査に関する出願者要件について明確化された。

• **規則 131**

陳述書の提出方法について明確化された。